

市長意見の提出状況

((仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書)

- 1 環境影響を受ける範囲と認められる地域
市原市、袖ヶ浦市

- 2 市長意見について
 - (1) 市原市
意見有り (別紙参照)

 - (2) 袖ヶ浦市
意見有り (別紙参照)

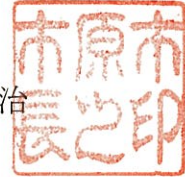


市環管第1390号

平成30年10月4日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

市原市長 小出 譲治



(仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書に対する
意見について (回答)

平成30年7月11日付け環第310号にて照会のありました件について、別紙の
とおり回答します。

(仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書に対する
意見について (回答)

市 原 市

この計画は、株式会社JERAが、東京電力フュエル&パワー株式会社姉崎火力発電所において、既設の1～4号機を廃止し、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度1,650℃級のコンバインドサイクル発電方式(出力195万kW)の設備を設置するものです。

既存の火力発電設備と比べて硫黄酸化物、ばいじんの排出がなくなり、また窒素酸化物の排出量も減少する予定であり、二酸化炭素排出原単位が小さい発電設備の運転に併せて、二酸化炭素排出原単位が高い既設火力発電設備の稼働が減少していくことにより、温室効果ガス排出削減に資することが期待できるものです。

しかし、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院、及び公園等があり、火力発電所の建設及び稼働にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故による、健康被害等も懸念されているところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画を実施するにあたり、周辺住民等から得られた意見を十分勘案するとともに、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施すること。
- (2) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な評価を行い、環境保全措置の検討を行うこと。

2 各論

(1) 廃棄物について

ア 事業所から排出される残土については、事業場の立地条件から海生由来の成分が含まれることが懸念されることから、できる限り事業所内での再利用に努め、場外に搬出する場合は、関係法令を遵守するとともに、環境に影響を及ぼすことがないように、十分な配慮をすること。

イ 事業場から搬出される廃石綿や汚泥等の廃棄物については、できる限り有効利用に努め、適正な処理及び処分を行うこと。

(2) 動物、植物、生態系について

ア 対象事業実施区域内に植栽されている緑地帯について、適切な管理を行うこと。

イ 緑地帯を含む周辺の生態系の調査で新たな影響が明らかとなった場合には、専門家の助言を受けたうえで更なる効果的な環境保全措置を講ずること。

(3) 温室効果ガスについて

ア 世界最高水準といえる高い発電効率であるコンバインドサイクル発電方式の採用により、二酸化炭素等の排出抑制を講じているが、その排出抑制を確実に実施するため、発電設備の運転管理及び設備管理を適切に行い、高効率運転の維持を徹底すること。

イ 二酸化炭素を地中に固定化する技術(CCS)について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討すること。

以上

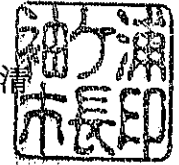


袖 環 第 1940号

平成30年10月 3日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出 口



(仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画環境影響評価
準備書に対する意見について(回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成30年7月11日付け、環第310号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

本計画の事業実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、実行可能なより良い技術の導入などにより、環境影響の低減に努めること。

なお、冷却水に次亜塩素酸ソーダを注入する計画となっていることから、新たな環境負荷が生じないように、その管理方法について十分に検討されたい。